小浜市資源回収奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小浜市民等が市内において実施する資源回収に対し、奨励補助金を交付することにより、市内の環境美化の推進および資源の有効利用を図ることを目的とし、小浜市補助金等交付規則(昭和56年小浜市規則第22号)に定めるもののほか必要な事項について定めるものとする。

(奨励補助金の種類および対象品目)

- 第2条 奨励補助金の種類は団体奨励補助金と業者奨励補助金とする。
- 2 団体奨励補助金とは、次条に規定する資源回収団体に交付する補助金とし、 補助対象品目は次のとおりとする。
 - (1) 古紙類 (新聞、雑誌、ダンボール)
 - (2) 古繊維類
- 3 業者奨励補助金とは、第5条に規定する資源回収業者に交付する補助金と し、補助対象品目は次のとおりとする。ただし、資源回収団体から引き渡し を受けたものに限る。
 - (1) 古繊維類

(交付対象団体)

- 第3条 団体奨励補助金の交付を受けることができる団体は、小浜市民で組織 する住民団体または市内に事務所を有する団体とし、以下の要件をいずれも 満たし、あらかじめ市に登録した団体(以下「資源回収団体」という。)とす る。
 - (1) 資源回収団体が自らの手で継続して資源回収を実施すること。
 - (2) 営利を目的としないこと。
 - (3)回収した資源を第5条に定める資源回収業者に引き渡すこと。

(資源回収団体の登録)

- 第4条 前条の規定により登録しようとする団体は、資源回収実施日の20日前または当該年度の10月1日のいずれかの早い日までに資源回収実施団体登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の登録事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届出なければな らない。
- 3 市長は、前2項の規定により登録された内容に虚偽があった場合または著 しい事情の変更が生じた場合は、その団体の登録を取り消すことができる。

(交付対象業者)

第5条 業者奨励補助金の交付を受けることができる資源回収業者は、小浜市

の指定業者として過去3年以上継続して資源回収の実績があり、あらかじめ 市の認定を受けた業者(以下「認定資源回収業者」という。)とする。

(資源回収業者の認定)

- 第6条 資源回収業者の認定を受けようとするものは、資源回収実施日の20 日前または当該年度の10月1日のいずれかの早い日までに資源回収業者認 定申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し適当で あると認めた場合は、資源回収業者認定通知書(様式第4号)により、申請 者に通知するものとする。
- 3 前項の認定事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届出なければな らない。
- 4 認定資源回収業者の認定期間は、認定を受けた日から2年以内とし、引続き認定を受けようとする場合は、認定期間が満了する20日前までに資源回収業者更新申請書(様式第2号)を提出するものとする。この場合、前年度の申請事項と変更のない部分の記載は省略できるものとする。
- 5 前項の規定により更新申請があった場合は、第2項の規定に準じ、申請者 に通知するものとする。
- 6 市長は、第2項から第4項の規定による申請内容に虚偽があった場合また は著しい事情の変更が生じた場合は、その業者の認定を取り消すことができ る。

(資源回収業者の責務)

- 第7条 認定資源回収業者は資源回収団体から第2条第2項に定められた品目の引取り依頼があった場合は、引き取るものとする。この場合、同条第3項に定められた品目については、双方の間において金銭の受け渡しはできないものとする。
- 2 認定資源回収業者は、第2条第2項に定める品目について、資源物問屋引き渡し価格を古紙類等取引価格報告書(様式第3号)により、市長に報告するものとする。報告時期は、認定を受けた時および毎年10月1日とする。

(団体奨励補助金の額の算定)

- 第8条 団体奨励補助金の単価は、古紙類2円/kg、古繊維類4円/kgとし、認定資源回収業者が発行する計量伝票に基づく資源回収実績量(kg)に単価を乗じた額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 資源回収実績量のうち、資源回収団体または団体の母体となる組織が自ら 資源回収を実施していないものあるいはごみ集積所から回収したものについ ては、実績量として申請することができない。

(業者奨励補助金の額の算定)

- 第9条 業者奨励補助金の単価は、5円/kgとし、計量伝票に基づく資源回収 実績量(kg)に単価を乗じた額とする。ただし、その額に10円未満の端数 が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 資源回収実績量のうち、資源回収団体または団体の母体となる組織から引き受けていないものあるいはごみ集積所から回収したものについては、実績量として申請することができない。

(交付申請)

- 第10条 奨励補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 団体奨励補助金の申請を行う場合は、前項の申請書のほか団体用資源回収 実績報告書(様式第6号)および認定資源回収業者が発行する計量伝票を同 時に提出しなければならない。
- 3 業者奨励補助金の申請を行う場合は、第1項の申請書のほか資源回収業者 用回収実績報告書(様式第7号)および計量伝票を同時に提出しなければな らない。

(交付申請の時期)

第11条 奨励補助金の交付申請は、各月分をまとめて行うものとし、翌月の 10日までに行うものとする。ただし、3月分については当該年度の3月3 1日までに行うものとする。

(交付決定)

第12条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当 であると認めたときは、速やかに資源回収奨励補助金交付決定通知書(様式 第8号)により、通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第13条 奨励補助金を請求しようとする者は、前条の交付決定を受けた後、 速やかに資源回収奨励補助金交付請求書(様式第9号)を提出するものとす る。
- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに奨励補助金を支払うも のとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、虚偽の申請またはその他不正な手段により補助金の交付を 受けたものに対し、当該補助金の全部または一部を返還させることができる。 (運用の見直し)

第15条 市長は、市内の資源回収を促進するため、常に補助対象品目の市場 取引価格あるいは再資源化の実態把握に努め、適切にこの要綱を見直すもの とする。

(その他)

第16条 その他、この要綱に定めるもののほか奨励補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成10年10月1日から施行する。

附則

この要綱は平成11年7月1日から施行する。

附則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成21年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に実施した平成21年度の資源回収については、なお従前の要綱を適用する。
- 3 この要綱の施行前に平成21年度の登録をしている資源回収団体については、改正後の要綱第4条に規定する登録団体とみなす。
- 4 この要綱の施行前に平成21年度の登録をしている資源回収業者について は、改正後の要綱第6条に規定する認定資源回収業者とみなす。

附則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。